

盛岡市障がい福祉実施計画（第5期）

平成30年度～平成32年度

目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定体制	2
第2章 基本的方向性	
1 計画の基本的な考え方	3
第3章 障がい者をとりまく状況	
1 人口の推移	4
2 障がい者の状況	4
3 雇用・就労の状況	6
第4章 目標の達成状況	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
2 障がい者の地域生活の支援拠点等の整備	8
3 通所サービスの利用から一般就労への移行	9
第5章 サービス利用の状況	
1 サービス提供基盤の整備状況	10
2 サービス利用の状況	14
第6章 計画の目標	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	22
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
3 障害者の地域生活の支援拠点等の整備	24
4 通所サービスの利用から一般就労への移行	25
5 障がい児支援の提供体制の整備等	26

第7章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービス等	27
2 地域生活支援事業	31

第8章 計画の推進体制

1 計画の進行管理	35
-----------------	----

【参考資料編】

I 障がい福祉サービス等用語集	36
II 盛岡市社会福祉審議会	41

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

「盛岡市障がい福祉実施計画（第5期）」は、盛岡市総合計画の基本目標を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき策定するものです。また、第5期から、児童福祉法及び「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）を受けて、障がい児の健やかな育成のための発達支援の取組を新たに組み込んでいます。障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を実現するため、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障がい児通所支援等」の各種サービスが、計画的に提供できるよう、具体的な数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制を確保するための方策を定め、計画的な整備を図ることにより、障がい福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

2. 計画の位置付け

「盛岡市障がい福祉実施計画（第5期）」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定した「盛岡市障がい者福祉計画」施策の体系Ⅶ「障がい福祉サービスの充実」の実施に関する計画として位置付けます。また、盛岡市地域福祉計画、盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、盛岡市子ども・子育て支援事業計画等と調和を保ち策定されています。

3 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までとします。

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)
障害者 総合支援法	⇒障がい福祉実施計画（第5期）⇒			⇒障がい福祉実施計画（第6期）⇒			⇒障がい福祉実施計画（第7期）⇒		
障害者 基本法	⇒ 盛岡市障がい者福祉計画 ⇒							⇒盛岡市障がい者福祉計画 ⇒	

4. 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定に基づき身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）及び難病患者並びに同条第2項に規定する障がい児を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催

障がい者福祉に関する事項を調査審議するための、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催し、幅広い関係者の意見を反映しています。

(2) 盛岡市自立支援協議会の開催

障がい保健福祉に関する体制の整備を図るための、盛岡市自立支援協議会を開催し、当事者及び支援機関等の意見を反映しています。

(3) サービス利用状況及びニーズの把握

障がい福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用実態を把握するとともに、障がい者へのアンケート調査や障がい者団体との意見交換等を通じてニーズの把握に努めました。

第2章 基本的方向性

1 計画の基本的考え方

盛岡市総合計画の基本構想に掲げる「障がい者福祉の充実」を図るため、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるという「障害者基本法」の理念を踏まえるとともに、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「国の基本指針」に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定します。

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定を尊重するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図ります。

障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び発達障がいや高次脳機能障がい、難病についても、ニーズに合ったサービスの提供と支援を行います。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応したサービスを提供する体制を整備し、障がいのある人を地域全体で支えるため、障がい者の地域生活の拠点づくりと地域の社会資源を活用した支援体制の整備を推進します。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取組等を計画的に推進します。

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第3章 障がい者を取りまく状況

1 人口の推移

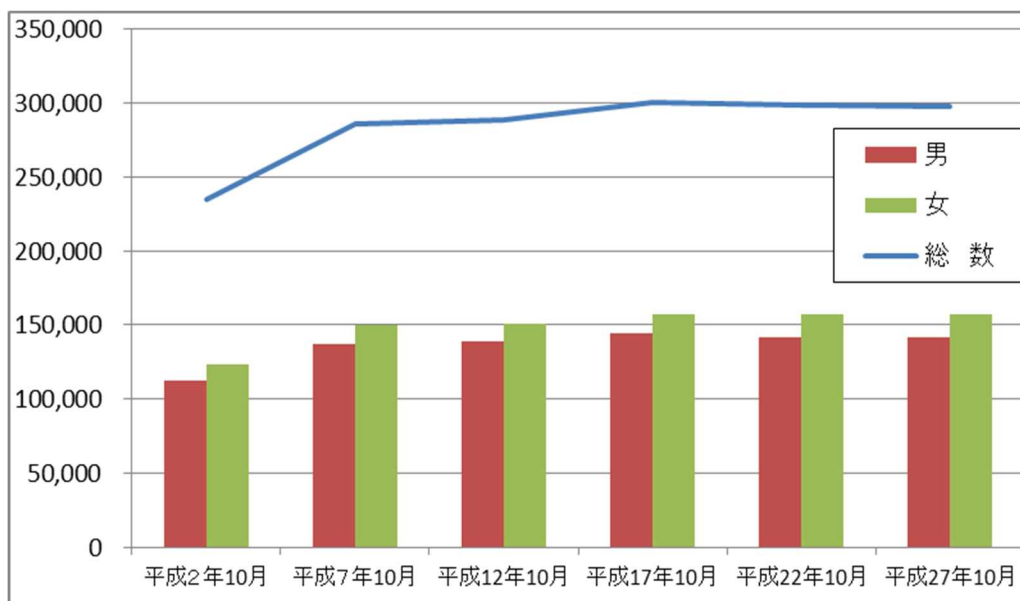
盛岡市は、明治22年に人口29,190人で市制施行を行い、平成4年4月1日に都南村、平成18年1月10日に玉山村と合併し、平成20年4月に中核市へと移行しています。平成27年の国勢調査によると、人口297,631人となっています。

なお、盛岡市の将来人口の推計（総合計画策定時）では、総人口は減少傾向で推移しており、平成37年（2025年）には、281,820人となると推計されています。

【人口集計】国勢調査より (人)

年 月	総 数	男	女
平成17年10月	300,746	143,793	156,953
平成22年10月	298,348	141,566	156,782
平成27年10月	297,631	141,089	156,542

【人口推移】国勢調査より (人)



2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

全体として減少傾向にあり、肢体不自由、視覚障がいについては減少傾向にあり、特に肢体不自由者の40歳から60歳台で顕著な減少傾向を示しています。一方、内部障がいである腎機能や心疾患等を原因とした障がい者については、増加傾向を示しています。

なお、高齢化社会を反映して、65歳以上の障がい者は増加しています。

【身体障害者手帳】

(人)

	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障害	計
H26 年度	782(480)	823(557)	110(64)	5,756(3,867)	2,999(2,154)	10,470(7,122)
H27 年度	777(477)	829(567)	116(72)	5,662(3,847)	3,059(2,189)	10,443(7,152)
H28 年度	772(489)	795(554)	116(75)	5,591(3,813)	3,125(2,243)	10,399(7,174)

※ () 内は 65 歳以上の内数

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にありますが、18歳未満の療育手帳所持者は、少子化の影響もあって減少しています。18歳以上では増加傾向があり、障がい者雇用枠での就労を目指す場合や、障がい福祉サービスを利用する場合に手帳を取得する傾向がみられます。

【療育手帳】

(人)

	18 歳未満	18 歳以上	計
H26 年度	427	1,623	2,050
H27 年度	425	1,681	2,106
H28 年度	416	1,744	2,160

(3) 精神障がい者の状況

手帳所持者は増加傾向にあり、新規申請時の主な傷病名は、うつ病、統合失調症、発達障がいなどで全体の約7割を占めています。この傾向は自立支援医療（精神通院）でも同様な状況であり、制度の浸透とともに通年を通しての申請が行われています。

【精神保健福祉手帳】

(人)

	1 級	2 級	3 級	計
H26 年度	875	1025	289	2,189
H27 年度	864	976	309	2,149
H28 年度	933	1,080	332	2,345

【自立支援医療（精神通院）】 (人)

	精神通院
H26 年度	4,198
H27 年度	4,273
H28 年度	4,578

(4) 難病患者の状況

平成 27 年から制度変更になり、対象疾患の範囲が拡大されており、制度利用者数は増加しております。

【特定医療費(指定難病)受給者数】 (人)

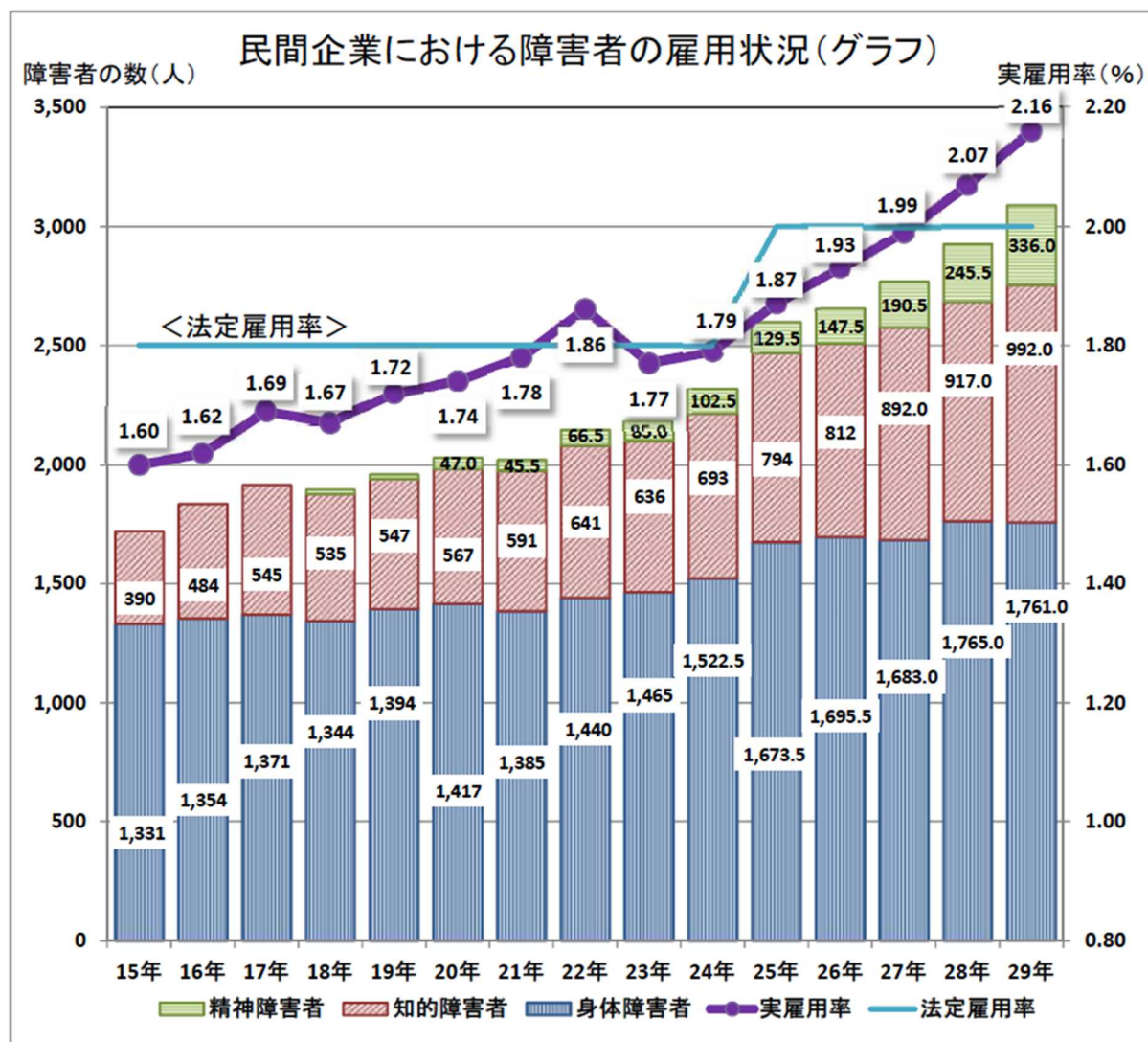
	特定医療費受給者
※H26年度	2,183
H27年度	2,273
H28年度	2,306

※H26年度は特定疾患医療受給者数

3 雇用・就労の状況

岩手県における民間企業での障がい者の雇用状況は、実雇用率2.16%と前年を上回り、法定雇用率2.0%を超えており、全国平均(1.97%)をも上回っています。ただ、法定雇用率を達成している企業は57.5%となっております。

障がい者別では、身体障がい者が0.2%の減少、知的障がい者は8.2%の増加、精神障がい者は36.9%の増加となっております。



※【厚生労働省岩手労働局発表】
岩手県における障害者雇用状況の集計結果(平成29年6月1日現在)

○障がい者雇用数及び実雇用率（盛岡地区）

雇用されている障がい者数は、1,466.5人（うち身体障がい者858人、知的障がい者419人、精神障がい者189.5人）であり、実質雇用率は2.12%となっております。盛岡市における障がい者手帳所持者数と比較すると、ほぼ同数である知的障がい者と精神障がい者では、精神障がい者の就業者数が知的障がい者の半分ほどになっています。

第4章 目標の達成状況

盛岡市障がい福祉実施計画（第4期 平成27年度～29年度）の達成状況は、次のとおりです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行する人について、数値目標を設定し、取り組みました。

基本指針

- 平成25年度末入所者数(258人)の12%以上が地域生活へ移行する。
- 平成25年度末入所者数(258人)の4%以上の施設入所者数を削減する。

項目	目標値	実績 (平成28年度末)	達成率	備考
地域生活移行者数	32人	38人	118.6%	平成28年度末入所支援利用者数 250人
入所者削減数	16人	8人	50.0%	

【実績】地域移行者数は目標値を上回りましたが、入所者削減数については、地域で暮らす障がい者の重度化、高齢化が進む中で、施設入所を希望する障がい者多かったことから、目標値の達成はできなかったものです。

2 障がい者の地域生活の支援拠点等の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業者の連携による地域全体で支える仕組みについて実施方法を検討し、支援体制の整備に取り組みました。

基本指針

- 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備。

項目	目標値	実績 (平成28年度末)	達成率	備考
障害者の地域生活の支援拠点等の整備数	1	0	0.00%	

【実績】相談支援、短期入所及びグループホームなどの機能を備えた施設整備や、事業所のネットワーク化を強化する形の拠点整備、などの検討が十分に進まなかったものです。

3 通所サービスの利用から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進しました。

基本指針

- 福祉施設から一般就労に移行した人数
 - ・平成24年度の一般就労移行実績(8人)の2倍(16人)以上。
- 就労移行支援事業の利用者数。
 - ・平成25年度末の就労移行支援事業利用者(57人)の6割(92人)以上。
- 就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合。

項目	目標値	実績 (平成28年度)	達成率
平成29年度の年間一般就労移行者数	18人	44人	244.44%
平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	113人	123人	108.85%
平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	25.0%	50.0%

【実績】就労移行支援事業所の増加や事業の主旨が理解されてきたことにより、障がい福祉サービスの利用から一般就労への移行者数が、目標値を大きく上回りましたが、各事業所における一般就労への取組については、事業所の参入が増加する中で、就労移行率3割を超える事業所の割合は、目標値を達成できませんでした。

第5章 サービス利用の現状

1 サービス提供基盤の整備状況

障害者自立支援法施行以降の障がいのある人への支援は、地域生活での支援を中心として訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障がい児支援サービス等の提供体制が整備されてきました。

本市におけるサービス種類ごとの障がい福祉サービス事業所等の数は、表のとおりです。

訪問系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所)

区 分	事業所数	
	平成26年7月	平成29年7月
居宅介護	45	46
重度訪問介護	35	38
同行援護	14	15
行動援護	3	3

課題と対応策

居宅介護・重度訪問介護は、地域生活を維持する上で有用なサービスであり、介護保険事業所からの参入もあり、事業所は増加しています。視覚障がいのある人の外出支援である同行援護は、事業所数も微増にとどまり、ニーズに十分に対応できていません。

行動障害のある障がいのある人への支援である行動援護は、ヘルパーに求められる技術水準も高い一方で、ニーズが少ないことから一部の方が利用しているにとどまっています。

対応策：ヘルパー事業所や当事者団体への情報提供により、特に同行援護や行動援護のサービス理解を促進します。

日中活動系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成26年7月		平成29年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
生活介護	14	397	17	449
自立訓練(機能訓練)	1	20	1	20
自立訓練(生活訓練)	5	44	4	32
就労移行支援	13	149	14	179
就労継続支援(A型)	17	305	17	325
就労継続支援(B型)	30	644	37	863
短期入所	7	18	9	34

生活介護(上記のほかに基準該当の事業所が4箇所)

課題と対応策

就労系サービス事業所は、ニーズの高まりにより事業所数及び定員数が大きく伸びていますが、作業の種類を増やすことが課題となっています。

また、重度の障がいのある人が利用できる生活介護事業所及び短期入所は微増しているものの、不足しています。自立訓練(機能訓練, 生活訓練)は、利用期間が設定されていることから、期間内に事業成果を上げることが課題となっている為、利用者が伸び悩んでおり、事業所数も減少しています。

対応策: 障がい福祉サービス事業所分科会において協議します。また、生活介護事業等利用希望者のニーズを事業者へ情報提供し、事業実施を促します。

居住系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成26年7月		平成29年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
グループホーム	43	249	68	426
施設入所支援	5	228	5	205

課題と対応策

施設入所者等の地域移行や、自立のニーズの高まりにより、グループホームのニーズが高まっており、事業所数や定員数が伸びてきています。一方で施設入所の定員数は減少していますが、障がいのある方の家族の高齢化による施設入所や、重度心身障がい者等の入所ニーズは高まっています。

対応策：事業実施希望事業所と協議し、グループホームの増設や定員の増加に努めます。

相談支援サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所)

区 分	平成26年7月		平成29年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
障がい者相談支援	16		27	
地域移行支援	3		3	
地域定着支援	3		3	

課題と対応策

障がい者相談支援は、事業者数が増加し、事業所によるサービス利用計画の作成が、8割に達しましたが、まだ十分な事業所数とは言えない状況です。

対応策：引き続き、障がい児を含めた計画相談支援事業所が増加するよう努めます。

障がい児支援サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成26年7月		平成29年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
児童発達支援	11	165	15	205
放課後等デイサービス	11	120	30	305
保育所等訪問支援	5		8	
医療型児童発達支援	1	20	1	20
障がい児相談支援	11		19	

課題と対応策

児童発達支援と放課後等デイサービスは事業所数の増加とともに利用定員数も伸びていますが、保育所等訪問や医療型発達支援事業所数は大きくは伸びていません。障がい児相談支援は、事業所数の少ないことが計画作成の進まない一因となっています。

対応策：保育所等訪問は関係機関への制度周知を行い、障がい児相談支援は盛岡市自立支援協議会の分科会を通じて事業の増進策を検討します。医療型児童発達支援の展開は、医療的ケア児のための協議の場で検討します。

地域生活支援事業

【地域生活支援事業所等の数】

(単位:事業所,人)

区 分	平成26年7月		平成29年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
地域活動支援センターⅠ型	1	20	1	20
地域活動支援センターⅡ型	11	174	11	174
地域活動支援センターⅢ型	5	49	4	53
訪問入浴サービス事業	7	—	7	—
日中一時支援	55	335	70	381
移動支援	37	—	41	—

課題と対応策

地域活動支援センターⅠ型の利用については、精神障がい者の利用が多く、障がい福祉サービス事業所のほか、医療機関、訪問看護等医療との連携による効果的な支援が必要です。Ⅲ型事業所は、利用者も少なく運営が厳しい状況であり、障がい福祉サービス事業所への移行が課題です。

対応策：盛岡広域圏障害者自立支援協議会を活用し、連携を強化します。Ⅲ型事業所は障がい福祉サービス事業所への移行を支援します。

2 サービス利用の状況

サービス種類ごとの利用状況は、表のとおりです。

利用者数は、本市が援護している人数であり、本市以外でサービスを利用している人数を含みます。

訪問系サービス

【訪問系サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 7 月
居宅介護	利用見込者数	310	330	350
	利用者数	310	308	335
	利用見込時間	5,416	5,765	6,115
	利用時間	5,821	5,737	6,297
重度訪問介護	利用見込者数	20	25	30
	利用者数	18	18	19
	利用見込時間	5,268	6,585	7,902
	利用時間	4,983	3,950	5,122
同行援護	利用見込者数	24	29	34
	利用者数	18	18	23
	利用見込時間	189	228	268
	利用時間	145	162	168
行動援護	利用見込者数	5	7	9
	利用者数	4	3	2
	利用見込時間	51	72	92
	利用時間	36	34	35
重度障害者等包括支援	利用見込者数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	利用見込時間	0	0	0
	利用時間	0	0	0

課題と対応策

居宅介護，同行援護，重度訪問介護のサービス利用者や利用時間は増加しており，この増加傾向は今後も続くものと見込まれます。行動援護は横ばいですが，利用者が限定されており，サービスの周知とニーズの再確認が必要です。

対応策：行動援護について，相談支援事業者と連携し，利用者への情報提供に努めます。

日中活動系サービス

【日中活動系サービスの状況】

(単位：人)

区 分		平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 7 月
生活介護	利用見込者数	558	565	572
	利用者数	559	564	569
自立訓練（機能訓練）	利用見込者数	4	4	5
	利用者数	2	2	6
自立訓練（生活訓練）	利用見込者数	37	38	39
	利用者数	17	9	21
就労移行支援	利用見込者数	92	100	113
	利用者数	87	87	96
就労継続支援（A型）	利用見込者数	267	295	323
	利用者数	255	269	271
就労継続支援（B型）	利用見込者数	679	751	824
	利用者数	677	735	756
療養介護	利用見込者数	50	50	51
	利用者数	48	48	50
短期入所	利用見込者数	150	155	160
	利用者数	121	122	129

課題と対応策

生活介護サービス利用者については、重度の障がいのある人が求める生活介護サービスへのニーズが満たされていない状況です。就労系サービス利用者については、利用者が選択できる作業を増やしていくことが課題となっています。短期入所については、常に満床に近い状態であり、利用希望者のニーズに対応できなくなっています。

対応策：生活介護や短期入所については、事業者間の連携を図り、サービス利用状況の発信を行うとともに、ニーズに沿ったサービス基盤の整備ができるよう事業者との調整に努めます。就労系サービスについては、利用者のニーズに応えられるよう相談支援事業者やサービス提供事業者と連携を図りながら利用者ニーズに応えられるよう取組むとともに、一般就労を目指した支援が適切に実施されるよう促します。

一般就労を目指した支援の充実を推進するとともに、事業者と連携を図りながら利用者ニーズに応えられるような取組を促します。

居住系サービス

【居住系サービスの状況】

(単位：人)

区	分	平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 7 月
共同生活援助 (グループホーム)	利用見込者数	316	328	340
	利用者数	346	344	366
施設入所支援	利用見込者数	252	247	242
	利用者数	249	251	248

課題と対応策

グループホームの数は年々増えてきており、施設入所者や長期入院患者等の地域移行の受け皿の役割を担っています。またグループホームでは予定された利用者分のサービスが提供されましたが、潜在的な需要があります。施設入所支援は、地域移行の取組により減少しています。

対応策：グループホームには、潜在的な需要があることから、事業拡大を計画している法人への積極的取組を促します。

相談支援事業

【相談支援事業の状況】

(単位：人)

区	分	平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 7 月
計画相談支援	利用見込者数	183	193	202
	利用者数	195	223	265
地域移行支援	利用見込者数	10	10	10
	利用者数	0	0	0
地域定着支援	利用見込者数	10	10	10
	利用者数	0	0	0

課題と対応策

相談支援事業は、サービス等利用計画作成に関するニーズの増加により、大きな伸びとなっており、相談支援専門員の確保が課題となっています。

**対応策：相談支援専門員の勉強会等の開催によりスキルアップを図ります。
相談支援事業者と連携して地域移行支援や地域定着支援の周知を進めます。**

障がい児支援サービス

【障がい児支援サービスの状況】

(単位：人)

区	分	平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 7 月
①児童発達支援	利用見込者数	115	120	125
	利用者数	110	123	132
②放課後等デイサービス	利用見込者数	384	434	484
	利用者数	263	323	356
③保育所等訪問支援	利用見込者数	5	8	11
	利用者数	0	2	0
④医療型児童発達支援	利用見込者数	14	14	14
	利用者数	15	16	14
⑤障がい児相談支援	利用見込者数	75	79	83
	利用者数	88	138	204

課題と対応策

- ①児童発達支援は、関係機関からの協力により利用が促進されていますが、障がい福祉制度の説明が十分ではありません。
- ②放課後等デイサービスは、新規事業所の開設によりサービス量は確保されつつありますが、ライフステージにおけるサービス利用の意味についての説明が行き届いておらず、事業所への負担が集中してしまう状態も散見されます。
- ③保育所等訪問支援は、発達障がいのある児童の増加に伴い伸びていくものと見込んでいたところ、予想を下回っており、制度周知が不十分であったと思われます。
- ④医療型児童発達支援は、利用出来る施設が限られており、大きな伸びは見られませんでした。
- ⑤障がい児相談支援は、障がい児福祉サービス利用者の増加とともに増えていくと見込まれましたが、事業所数も少なく、実施事業所でも大人の計画相談の対応に追われ、新たな相談に対応できない状態があります。

対応策：①ライフステージにおけるサービス利用の意味について周知・説明を実施します。②関係機関、サービス提供事業者と連携し、ライフステージにおけるサービス利用の意味について周知・説明を実施します。③児童・教育担当課、関係機関、サービス提供事業者と連携し、制度の周知を行います。④医療型児童発達支援の展開は、医療的ケア児のための協議の場で検討します。⑤自立支援協議会相談支援分科会において、事業者や利用者とともに計画相談全体の問題として対応策を検討し、早急にサービス量の確保に努めます。

地域生活支援事業

【地域生活支援事業の状況（個別給付）】

（単位：人/年）

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域活動支援センター (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ型)	利用見込者数	385	410	410
	利用者数	399	555	486
訪問入浴サービス事業	利用見込者数	7	9	10
	利用者数	8	8	7
日中一時支援	利用見込者数	286	422	435
	利用者数	475	471	491
移動支援	利用見込者数	43	81	86
	利用者数	93	102	99
重度障害者等入院時コミュニケー ション支援事業 ※	利用見込者数	-	-	-
	利用者数	3	4	9

※平成26年度実施の新規事業のため計画未掲載

課題と対応策

地域活動支援センターは、Ⅰ型の利用者の増減は少なく、Ⅱ型においては定期的な利用のほか不定期に利用する方もあり、利用者数は伸びていますが日中一時支援との違いが不鮮明な事例も散見されます。Ⅲ型は新規利用者がほとんど無く、一定の方しか利用できていない状況があります。日中一時支援は通所系サービスに付け足して利用する例があり、未実施の事業所での利用希望が聞かれます。

対応策：地域活動支援センターⅡ型と日中一時支援事業の役割を利用者・事業者等へ支給決定を通じて明確にするとともに、Ⅲ型については安定したサービス供給とより多くの方の利用が期待できる障がい福祉サービス事業への転換を促します。

【地域生活支援事業の状況（その他の事業）】

（単位：人/年）

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	
(1)障害者相談支援事業	見込	4	4	4	4	4	4	
	実績	4	4	4	4	4	4	
	基幹相談支援センター ※設置の有無	見込	無		無		無	
		実績	無		無		無	
(2)成年後見制度利用支援事業	見込	2	3	3	3	3	3	
	実績	2	2	2	2	1	1	
(3)コミュニケーション支援事業								
(A)手話通訳者設置事業 設置見込者数	見込	2	2	2	2	2	2	
	実績	2	2	2	2	2	2	
(B)手話通訳実利用者数								
・手話通訳派遣事業	見込	38	65	70	70	70	70	
	実績	25	53	56	56	56	56	
・要約筆記者派遣事業	見込	79	45	45	45	45	45	
	実績	11	9	25	25	25	25	
(4)日常生活用具給付等事業								
①介護訓練支援用具	見込	8	15	15	15	15	15	
	実績	19	16	7	7	7	7	
②自立生活支援用具	見込	53	45	50	50	50	50	
	実績	50	44	42	42	42	42	
③在宅療護等支援用具	見込	78	85	90	90	90	90	
	実績	59	87	50	50	50	50	
④情報意思疎通支援用具	見込	79	110	115	115	115	115	
	実績	106	54	60	60	60	60	
⑤排泄管理支援用具	見込	5,592	5,600	5,800	5,800	5,800	5,800	
	実績	5,498	5,835	5,861	5,861	5,861	5,861	
⑥居宅生活動作補助用具	見込	6	6	6	6	6	6	
	実績	10	3	7	7	7	7	

課題と対応

(1) 基幹相談支援事業は、平成29年度より実施しています。(2) 相談案件の大半が親族申し立てに移行したため、限定的な利用でした。(3) 通訳者派遣の稼働率は高いものの、利用の即応性について十分対応出来ていません。

対応策：(1) 基幹相談支援センターと委託相談の差別化のため、専用の拠点
を確保するよう努めます。(2) 当事者団体やサービス提供事業者等関係機関と
連携し、成年後見制度の啓発・普及に努めます。(3) 当事者団体等との協議に
よりニーズに合った支援の充実に努めます。(4) 障がい者手帳取得時に障がい
特性に合わせた制度説明を行います。

【地域生活支援事業の状況（その他の事業）】

(単位：人/年)

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(5) 社会参加促進事業							
・生活支援事業	見込	10	273	4	150	4	150
	実績	5	376	5	418	4	431
・点字広報発行事業	見込	1	77	1	65	1	65
	実績	1	68	1	66	1	63
・障がい者スポーツ大会開催	見込	1	290	1	320	1	325
	実績	1	315	1	337	1	339
・スポーツ振興	見込	6	264	7	339	7	384
	実績	4	190	5	146	4	167
・自動車関係（免許，改造）	見込	12	12	11	11	11	11
	実績	11	11	12	12	7	7
・福祉電話	見込	28	28	21	21	21	21
	実績	22	22	20	20	20	20
・手話奉仕員養成研修事業	見込	1	30	1	20	1	20
	実績	1	17	1	39	1	28
・障がい者文化祭事業	見込			1	100	1	120
	実績			1	197	1	177

課題と対応

社会参加促進事業は、スポーツ関連事業が引続き伸びています。平成27年度から開催の「障がい者芸術文化祭」は入場者数増減あるものの継続し認知度を上げていく必要があると考えられます。点字広報や福祉電話はユーザーが限定的となっています。手話奉仕員養成研修は一定の需要あるものの、研修後に引き続き学ぶ場がないことが課題でとなっておりますが、これについても関係団体との連携を図り充実に努めてまいります。

対応策：手話奉仕員養成研修修了後の、手話サークル等技能活用と技術向上の場の情報提供を行うなど活動の充実に努めます。

第6章 計画の目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行する人について、市の現状や国の定めた基本指針を踏まえ数値目標を設定します。

項目	平成32年度 目標値	備考
地域生活移行者数	<u>23人</u>	平成28年度末入所者数(250人)の9%以上が地域生活へ移行
入所者削減数	<u>5人</u>	平成28年度末入所者数(250人)の2%以上の施設入所者数削減

《目標値の考え方》

地域移行の目標数値は、国の基本指針によれば、平成28年度末入所施設者(250人)の9%以上の地域生活へ移行(23人)とされています。平成18年度から福祉施設入所者の地域生活への移行に取り組んでおり、地域移行が可能な人の移行が図ってきたところですが、現在の地域移行希望者の状況を踏まえ、目標値を国の基本指針のとおり 23人とします。

また、入所者削減数の目標値は、国の基本指針の平成32年度末入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%(5人)以上削減することとされていますが、障がい者の重度化、高齢化が進む中、入所を希望する障がい者も多いことから、国の基本指針のとおり 5人とします。

施設から退所する障がい者が、地域で安心して暮らすことができるよう、サービス提供事業者や相談支援事業者などとの連携により、支援ネットワークを構築し、地域生活への移行を進めます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(新規事業)

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組や、全ての人々が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要であり、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため障害保健福祉圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項 目	平成 32 年度 目標値
【新規】盛岡圏域で保健・医療・福祉関係者による協議の場	1 箇所

《目標値の考え方》

精神障がい者が地域の一員として、安心して暮らすことができるよう、盛岡広域圏障害者自立支援協議会の枠組みを活かし、協議の場を設けるよう取り組みます。

3 障がい者の地域生活の支援拠点等の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業者の連携による地域全体で支える仕組みについて実施方法を検討し、支援体制を整備します。

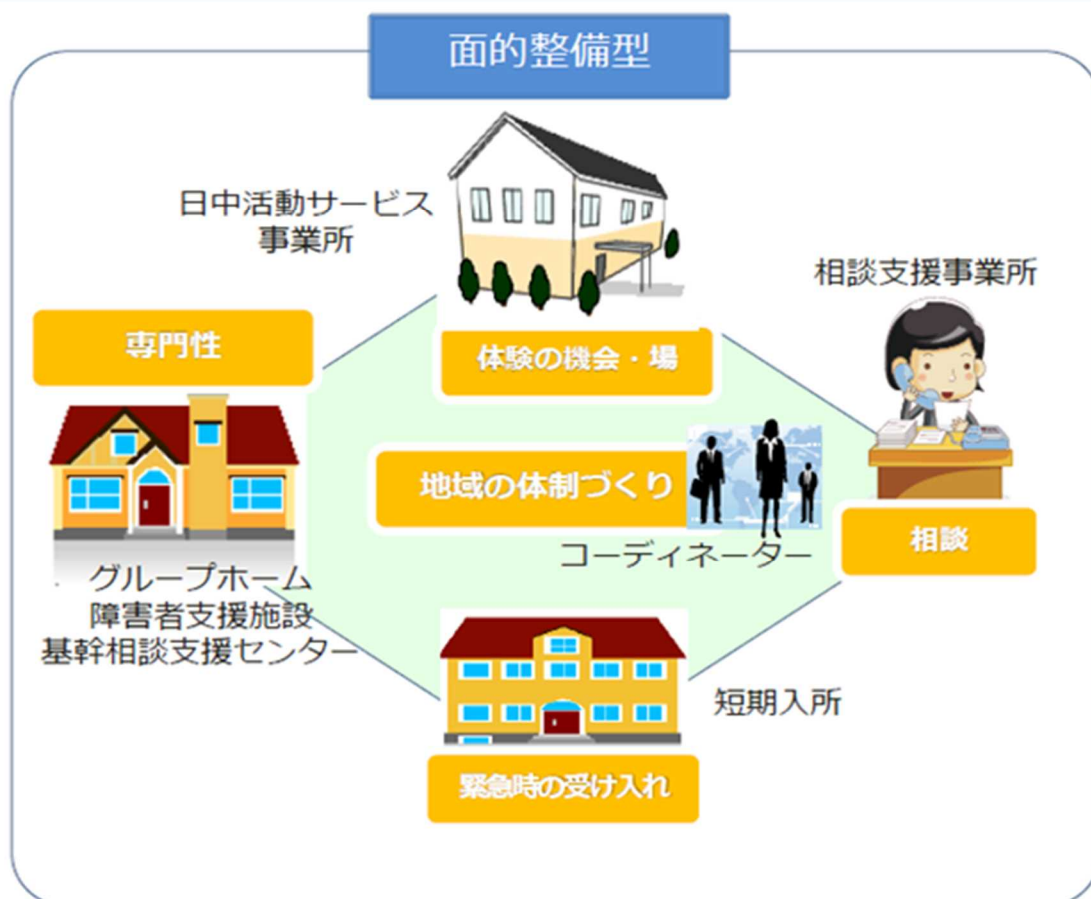
項目	平成32年度目標値
障がい者の地域生活の支援拠点等の整備数	1箇所

《目標値の考え方》

平成32年度末までに障がい福祉圏域に少なくとも1箇所整備するという国の基本指針を踏まえ、先行して取り組んでいる自治体の研究などにより、設置を検討します。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



4 通所サービスの利用から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進します。

項目	平成 32 年度 目標値
平成 32 年度の一般就労移行者数	<u>66 人</u>
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	<u>148 人</u>
平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	<u>5 割</u>
【新規】 就労定着支援による就労開始 1 年後の職場定着率	<u>80%</u>

《目標値の考え方》

○一般就労移行者数は、国の基本指針によれば、平成 28 年度実績（44 人）の 1.5 倍（66 人）とされており、目標値を国の基本指針どおり 66 人と設定します。

○就労移行支援事業利用者数は、目標値を平成 28 年度末時点での就労移行支援事業の利用者（123 人）の 2 割（25 人）以上増加という国の基本指針どおり 148 人と設定します。

○平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合は、目標値を国の基本指針である 5 割と設定します。

○就労定着支援による一定の効果は期待できることから、職場定着率を国の基本指針どおり 80%とします。

○盛岡広域圏障害者自立支援協議会の就労支援分科会における関係機関のネットワークを活用した支援によって、障がい者の一般就労への移行を進めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等（新規事業）

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が行われ、障がい児やその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業するまでのライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を進め、障がい児が障がい支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

項目	目標値
【新規】 児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置	1箇所
【新規】 保育所等訪問支援を実施した事業所数	4箇所
【新規】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保	1箇所
【新規】 医療的ケアが必要な児童の支援のため、平成30年度末までに、盛岡圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し協議する場を設ける	1箇所

《目標値の考え方》

児童発達支援センターについては、既に「ひまわり学園」が設置されていることから、専門性をより高めた総合的な相談支援を目指します。

保育所等訪問支援を実施した事業所数については、制度の普及を図るとともに、対象事業所への働きかけに力を入れ、取り組みます。

主に重症心身障がい児利用できる、児童発達支援及び放課後等デイサービスを兼ねた事業所は市内にないことから、関係団体と協議し、事業実施を目指します。

医療的ケアが必要な児童が適切な支援が受けられるよう、関係機関が連携する協議の場の設置については、盛岡広域圏障害者自立支援協議会の枠組みを活用し、協議の場を設置するよう取り組みます。

第7章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの見込量は、平成27年度から平成29年度までの利用実績や増減傾向を踏まえ、利用者の意向や平均的な一人当たりの利用量を参考にして算出しています。

サービス提供体制の計画的な整備に向けて、盛岡市自立支援協議会において進捗管理を行い、関係機関やサービス提供事業者との連携を図りながら取り組みます。

(1) 訪問系サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成29年 7月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①居宅介護	人	335	350	365	380
	時間	6,297	6,578	6,860	7,142
②重度訪問介護	人	19	22	25	28
	時間	5,122	5,930	6,739	7,548
③同行援護	人	23	28	33	38
	時間	168	204	241	277
④行動援護	人	2	3	4	5
	時間	35	52	70	87
⑤重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

※ 人：1月当たりの実利用人数 時間：1月当たりの利用時間数

見込量の考え方

①居宅介護（ホームヘルプ）は、利用者が伸びていることから、毎年15人ほどの実利用者が増えていくものと見込みます。サービス提供事業者は介護保険事業者の参入もあり充足しています。

年度ごとに②重度訪問介護は3人、③同行援護は5人、④行動援護は1人の利用者増を見込みます。

④行動援護や⑤重度障害者等包括支援の利用者は、現在少ない状況ですが、相談支援事業者等と連携してサービス内容や利用対象となりそうな障がいのある人に対し、利用事例等の情報提供を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成29年 7月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①生活介護	人	569	579	589	599
	人日	11,295	11,493	11,692	11,890
②自立訓練（機能訓練）	人	6	6	6	6
	人日	69	69	69	69
③自立訓練（生活訓練）	人	21	22	23	24
	人日	298	312	326	340
④就労移行支援	人	96	114	131	148
	人日	1,843	2,033	2,223	2,413
⑤就労定着支援	人	-	50	58	66
⑥就労継続支援（A型）	人	271	279	287	295
	人日	5,534	5,697	5,860	6,023
⑦就労継続支援（B型）	人	756	793	830	867
	人日	13,358	14,011	14,665	15,319
⑧療養介護	人	50	51	52	53
⑨短期入所	人	129	135	141	147
	人日	880	910	940	970

※ 人：1月当たりの実利用人数 人日：月間の利用人数×1月当たりの平均利用日数

見込量の考え方

①生活介護は、特別支援校卒業生が毎年140名程見込まれることから、毎年10人の利用者の増加を見込みます。特に重度心身障がい者の利用できる事業所が不足していることから、新たな参入を促進するとともに、相談支援事業者と連携してサービス情報を提供します。

⑤就労定着支援は一般就労した方が全員利用するものとして見込みます。

⑥⑦の就労継続支援は、ニーズの高まりにより事業所数及び定員数が増えており、今後も事業者間のネットワーク化などにより工賃増額を図る等、A型8人、B型37人の増加を見込みます。

⑧療養介護は、医療的ケアが必要な重症障がい者の入所へのニーズが高まっていることから、毎年1人の増加を見込みます。

⑨短期入所は、毎年6人の増加を見込みます。利用希望者のニーズに応えられるよう情報提供を行い、重症心身障がい者の受入れについても、新設や増床について関係機関と連携し、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成29年 7月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①共同生活援助 (グループホーム)	人	366	376	386	396
②施設入所支援	人	248	247	246	245
③自立生活援助	人	-	10	10	10

※ 人：1月当たりの実利用人数

見込量の考え方

①共同生活援助は地域移行の有効な受け皿であり、サービス提供事業者、利用希望者共に増加しています。今後も入所施設等からの地域移行が進むものとして、毎年10人増を見込みます。

②施設入所支援は、国において削減の目標が示されていることから、地域移行者数を踏まえて、削減を見込みます。

③自立生活援助は、一人暮らしを希望する施設入所者等への支援であり、地域移行者の一部が対象となるとして、毎年10人の利用を見込みます。

(4) 相談支援サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成29年 7月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①計画相談支援	人	1,964	2,065	2,166	2,267
②地域移行支援	人	0	3	3	3
③地域定着支援	人	0	3	3	3

※ 人：1年当たりの実利用人数

見込量の考え方

①障がい福祉サービス利用者は、平成29年度末には2,500件となる見通しです。そのうち約8割が計画相談支援を利用しており、今後も事業所と連携しながらその増進に努めます。

②地域移行支援、③地域定着支援は、未利用のサービスですが、相談支援専門員間の情報交換の場や各種研修会の開催による支援技術の向上などにより、サービスの利用を図ります。

(5) 障がい児支援サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 29 年度 7 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 児童発達支援	人	132	142	152	162
	人日	1,322	1,422	1,522	1,622
② 放課後等デイサービス	人	356	403	450	497
	人日	5,218	5,907	6,596	7,285
③ 保育所等訪問支援	人	0	4	6	8
	人日	0	8	12	16
④ 医療型児童発達支援	人	14	14	14	14
	人日	212	212	212	212
⑤ 障がい児相談支援	人	204	270	336	402
⑥ 居宅訪問型児童発達支援	人	-	5	5	5
	人日	-	10	10	10

※ 人：1月当たりの実利用人数 人日：月間の利用人数×1月当たりの平均利用日数

※ ⑤の障がい児相談支援については、人：1年当たりの実利用人数

見込量の考え方

- ① 児童発達支援は、障がいのある児童が増加傾向にあり、特に発達障がいの幼児が増えていることから、毎年10人の利用者増を見込みます。
- ② 放課後等デイサービスは、多様な障がいに対応しており、毎年47人のサービス利用者が増えると見込みます。
- ③ 保育所等訪問支援は、発達障がいのある児童の増加に伴い、毎年2人増と見込みます。
- ④ 医療型児童発達支援は、利用施設が限られており、増減はないものと見込みます。
- ⑤ 障がい児相談支援は、障がい児福祉サービス利用者の増加とともに増えていくと見込みます。必要なサービスについては、障がい児相談支援事業者とも連携して情報提供等を図ることで事業参入を促進し、サービス量の確保に努めます。
- ⑥ 居宅訪問型児童発達支援は、通所によるサービス利用が困難な方が対象であり、現在の訪問教育利用者数を参考に5人を利用者として見込みます。

2 地域生活支援事業

① 相談支援事業

(単位：箇所)

区分	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1)障害者相談支援事業	4		4		4		4	
基幹相談支援センター ※設置の有無	無		有		有		有	

見込量の考え方

平成29年度に市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、委託相談事業所と連携し、地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援事業を実施します。また、障がい児に特化した委託相談の実施を検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(2)成年後見制度利用支援事業		1		4		4		4

見込量の考え方

関係機関との連携により、制度の利用が必要な人の把握に努めます。

③ コミュニケーション支援事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施数	見込数	見込数	見込数
(3) コミュニケーション支援事業				
(A) 手話通訳者設置事業 設置見込者数	2	2	2	2
(B) 手話通訳実利用者数				
・手話通訳派遣事業	56	60	60	60
・要約筆記者派遣事業	25	25	25	25

見込量の考え方

手話通訳者設置事業は、2人の設置を継続します。手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用見込数は、その年に行われる会議等により人数の増減が見られますが、平均すると大きな変化はないものと見込みます。

④ 日常生活用具給付等事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実利用者数	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
(4) 日常生活用具給付等事業				
① 介護訓練支援用具	7	15	15	15
② 自立生活支援用具	42	45	50	55
③ 在宅療護等支援用具	50	55	60	65
④ 情報意思疎通支援用具	60	65	70	75
⑤ 排泄管理支援用具	5,861	6,000	6,200	6,400
⑥ 居宅生活動作補助用具	7	7	7	7

見込量の考え方

個々の障がいの状況や必要性を把握し、適切な給付等を行います。障がい者の増加とともに、需要も増加傾向のまま推移すると見込みます。

特に排泄管理支援用具は、障害のある人の高齢化に伴い、確実に増加するものと見込みます。

⑤ 移動支援事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実利用者数	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
⑤ 移動支援事業				
(A) 実利用見込者数	99	105	108	111
(B) 延べ利用見込時間数	4,299	4,560	4,690	4,820

見込量の考え方

移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がいのある人の移動支援を行います。なお、このサービスは、新たな利用者も増加するものの、定期的に利用する方については微増となると見込みます。

⑥ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実利用者数	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
⑥ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	9	3	4	5

見込量の考え方

平成26年度に開始された新規事業であり、事業開始から徐々に制度が周知され、利用者数は増加傾向でした。平成30年4月法改正により、今までの重度障害者等入院時コミュニケーションの内容について、重度訪問介護で実施することができるようになります。そのため重度訪問介護へ順次移行していくものの、重度訪問介護の対象要件に満たない方のために、その後の新たな利用者も増加するものと見込みます。

⑦ 地域活動支援センター事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(7) 地域活動支援センター事業	16	487	16	487	16	487	16	487

見込量の考え方

地域活動支援センター事業の特色を生かした運営による障がい福祉サービスとの連携等障がいのある人への多様なサービス提供の場として、現状のサービス量と見込みます。

⑧ その他の事業

その他の事業については、次に掲げる事業を実施し、見込量を確保します。

(ア) 訪問入浴サービス事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(7) 訪問入浴サービス事業	7	7	7	8	7	9	7	10

(イ) 日中一時支援事業

(単位：人/年)

区分	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
日中一時支援事業	68	498	73	548	75	573	77	598

(ウ) 社会参加促進事業

各種生活訓練，点字広報発行，障がい者スポーツ大会・芸術文化祭の開催，スポーツ振興，自動車改造助成，自動車運転免許取得助成，福祉電話設置等助成及び手話奉仕員養成研修などの事業を実施し，障がいのある人の社会参加を促進します。

(単位：人/年)

	平成28年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用見込者数	実施箇所数	実利用見込者数	実施箇所数	実利用見込者数
(ウ) 社会参加促進事業								
生活支援事業	5	431	5	367	5	377	5	387
点字広報発行事業	1	63	1	63	1	63	1	63
障がい者スポーツ大会開催	1	339	1	380	1	390	1	400
スポーツ振興	4	167	4	170	4	170	4	170
自動車関係（免許，改造）	7	7	11	11	11	11	11	11
福祉電話	20	20	21	21	21	21	21	21
手話奉仕員養成研修事業	1	28	1	20	1	20	1	20
障がい者文化祭事業	1	177	1	180	1	190	1	200

見込量の考え方

訪問入浴サービス事業は，毎年1件ずつの申込みがあることから，毎年1人の増加を見込みます。

日中一時支援は，短時間や通所者の不規則な利用などのニーズがあり，増加傾向であることから，毎年25人の増加を見込みます。

スポーツ関係の2事業は，障がいのある人への理解促進や社会参加のために必要な事業であり，多くの方が参加できるよう取り組みます。

障がい者芸術文化祭の開催は，平成27年度から新たに行った事業です。多くの方に作品等を見ていただく機会になるよう取り組みます。

その他の事業は，利用者が固定していることから，横ばい傾向が続くものと見込みます。

第8章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、市町村障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉実施計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル[※]）とされています。

※PDCAサイクル：継続的に業務改善を行う手法の一つ。Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）のサイクルが繰り返し行われる。

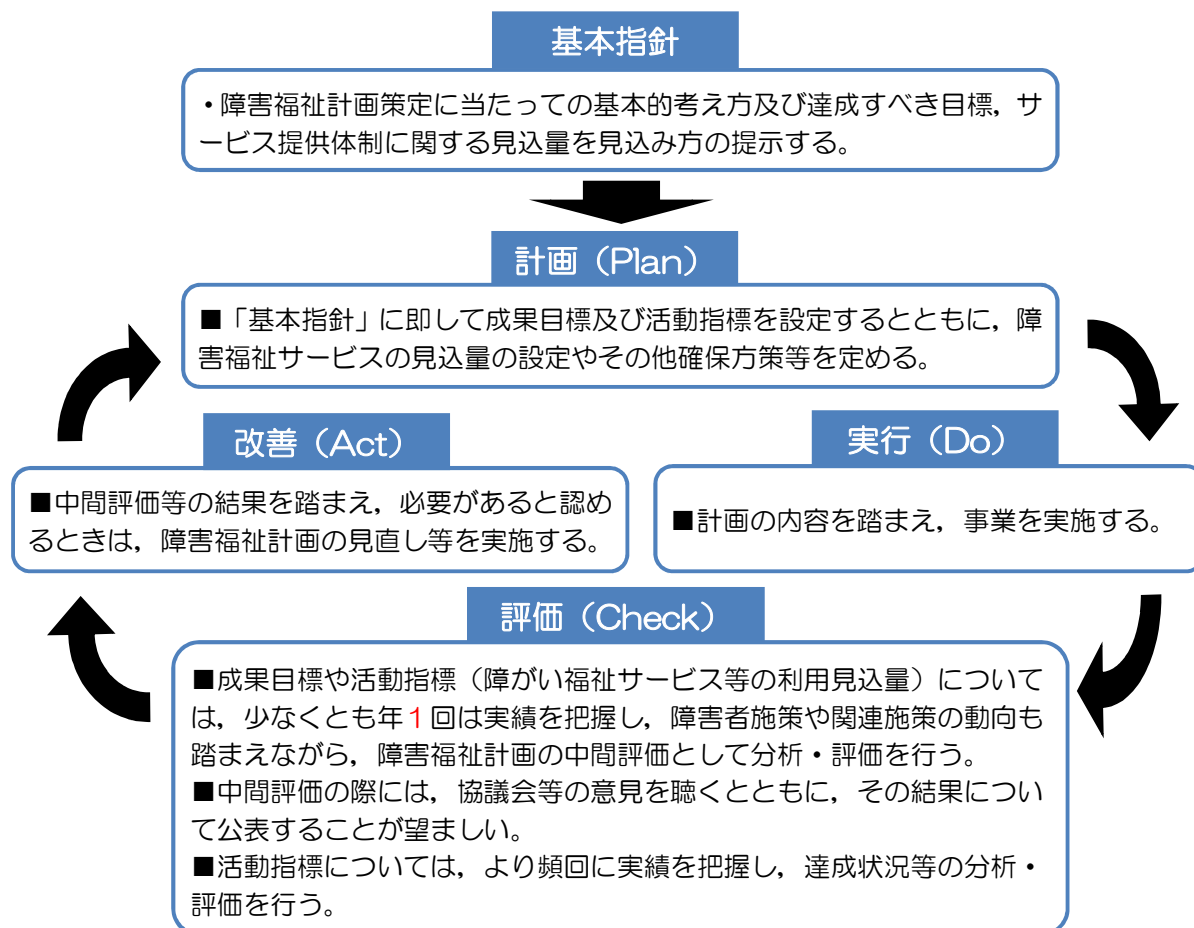
1 本計画におけるPDCAサイクル

本計画の成果目標（平成32年度目標）及び活動指標（平成32年度サービス見込量）については、毎年実績を把握し、各事業の進捗状況等に関して、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会において点検・評価を受けるとともに、その結果について盛岡市ホームページ等で公表します。

2 点検・評価結果の反映

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会における点検・評価において、必要があると認めるときは、計画の変更等行うものとする。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



I 障がい福祉サービス等用語集

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助、通院等に伴う介助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護等の総合的介護サービスを行います。

③同行援護

視覚障がいによって移動が著しく困難な人に対して、外出時にヘルパーが同行し、必要な情報提供や、移動の援護を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動する際に生じる危険を回避するため、家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

⑤重度障害者等包括支援

障がい程度が重く意思の疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動も行います。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校の卒業者等が自立した日常生活や社会生活ができるよう関係機関との連携を図り、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。

③ 就労移行支援

一般就労を希望する人で、知識・能力の向上、企業等への雇用又は在宅での就労が見込まれる人を対象に、関係機関と連携して一定期間での生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

④ 就労継続支援

・就労継続支援（A型）

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、雇用契約を締結し、知

識や能力の向上に必要な訓練等を行います。一般就労への移行に向けた支援を行います。

・就労継続支援（B型）

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約は、締結せず、生産作業を通して就労へ向けた支援を行います。

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑥ 療養介護

常時の介護を必要とする障害のある人に、入院中の医療機関等において機能訓練や療養に係る介護、日常生活の支援を行います。

⑦ 短期入所

介護者が疾病やレスパイトにより不在になる期間において、障がいのある人が障がい者支援施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むことが可能な障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしに移行する障がい者に対して、定期的な訪問等により、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に対し、必要なサービス利用等計画を作成し、定期的にサービス等利用状況の検証（モニタリング等）を行うなどの支援を行います。

② 地域移行支援

入所支援や精神科病院に入院している障がいのある人が、退所や退院による地域生活の実現のために、訪問相談や同行支援（障がい福祉サービス事業所の体験利用，退院・退所後の行政手続等）を行うとともに、住居を確保するなど地域生活に移行するためのさまざまな相談支援を行います。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や、家族との同居からひとり暮らしへの移行、同居している家族からの支援が期待できないなどの特に支援が必要となる障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談支援を行います。

(5) 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

主に未就学の障がいのある児童に対して、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練を行います。

② 放課後等デイサービス

障がいのある児童・生徒に対して、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所，幼稚園，小学校等に通う障がいのある児童について，児童指導員等が当該施設を訪問し，障がい児に対して，集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

④ 医療型児童発達支援

上肢，下肢又は体幹の機能の障がいのある児童（肢体不自由児）に対して，医療型児童発達支援センター等において，児童発達支援及び治療を行います。

⑤ 障がい児相談支援

障がいのある児童又はその保護者に対し，障がいのある児童の心身の状況，その置かれている環境，障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し，障がい児通所支援の利用の種類及び内容等を定めて計画を作成し，障がい児通所支援の利用を支援します。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり，外出が困難な障がい児に対して，居宅に訪問して，日常生活における基本的な動作の指導，生活能力の向上のために必要な訓練など，必要な支援を行います。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう本市の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

① 相談支援事業

障がいのある人が日々発生するさまざまな問題について情報提供・助言・調整等の相談支援，虐待防止や権利擁護についての援助を行うなど，障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするためのものです。

② 成年後見制度利用支援事業

「知的障害者福祉法」や「精神保健及び精神障害者福祉法」に基づく審判の請求，障がい福祉サービスの利用に当たって助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対し，審判の請求に関する費用や審判請求に基づき選任された成年後見人等の報酬について助成します。

③ コミュニケーション支援事業

円滑な意思疎通を図ることが困難な障がいのある人のために，聴覚機能，言語機能，音声機能等の障がいのある人を対象として，手話通訳者等の派遣を行います。

④ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し，次に掲げる日常生活用具を給付又は貸与することにより，日常生活の便宜を図ります。

(ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具，障がい児が訓練に用いる椅子等で，利用者及び介助者が容易に使用でき，実用性があるもの

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴，食事，移動等の自立生活を支援する用具で，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの

(ウ) 在宅療護等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療護等を支援する用具で，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの

(エ) 情報意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭等の情報収集，情報伝達や意思疎通等を支援する用具で，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの

(オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品で，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの

(カ) 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

⑥ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活を支援するために、個々のニーズに応じた創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域における相談や交流事業の実施、センター間の連携事業等を通じて、地域に開かれた「地域活動支援センター事業」を展開します。

・ 地域活動支援センターⅠ型

主として精神に障がいのある人の地域生活を支援するため、「ソーシャルサポートセンターもりおか」に事業を委託し、日中活動の場の確保と相談支援の事業を実施します。

・ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人や何らかの理由で障がい福祉サービスを受けることができない障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、併せて機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行います。

・ 地域活動支援センターⅢ型

障がいのある人の身近な地域における働く場、日中活動の場及び社会参加や交流の場を提供します。

⑦ その他の事業**(ア) 訪問入浴サービス事業**

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

(イ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、日中の一時的見守りなどを行います。

(ウ) 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会の開催、点字広報発行、スポーツ振興、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、手話奉仕員養成研修、福祉電話設置等助成及び各種生活訓練などの事業を実施します。

II 盛岡市社会福祉審議会

盛岡市社会福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 25 日条例第 60 号

改正

平成 25 年 8 月 28 日条例第 35 号

平成 29 年 3 月 27 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

一部改正〔平成 29 年条例 2 号〕

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第 9 条第 1 項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前 2 項の規定を適用する。

一部改正〔平成 25 年条例 35 号〕

第 6 条 審議会に、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 第 4 条第 2 項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（部会）

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて審議会で定める。

（審議会の議決の特例）

第 8 条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 2 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

No.	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	大橋 絹子	岩手県難病・疾病団体連絡協議会事務局	
2	加藤 貞文	盛岡市医師会理事	
3	工藤 宏行	盛岡市自立支援協議会委員	会長代理
4	佐々木 佐悦代	公募委員	
5	相馬 宏	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長	
6	高橋 友三	盛岡広域振興局保健福祉環境部長	
7	千葉 健一	盛岡市精神保健福祉連絡会会長	
8	長葭 常紀	盛岡市手をつなぐ育成会会長	
9	伴 亨	日本精神科病院協会岩手県支部長	
10	平賀チヨ子	盛岡市身体障害者協議会副理事長	
11	細田 重憲	岩手県立大学非常勤講師	会 長
12	武蔵 文武	盛岡市ボランティア連絡協議会副会長	

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

☎ 019-626-7508 (直通)

E-mail shogai@city.morioka.iwate.jp

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>